

静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習支援業務及び
静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの生活支援業務受託
法人コンソーシアム（共同事業体）取扱要領

（趣旨）

- 1 この要領は、コンソーシアム（共同事業体）（以下「コンソーシアム」という。）として、静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習支援業務及び静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの生活支援業務の企画提案応募申請を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（応募申請にあたっての提出書類）

- 2 コンソーシアムとして応募申請を行うにあたっては、静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習支援業務及び静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの生活支援業務の企画提案応募要領に定める提出書類等に加えて次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）次の事項を記載した届出書（第1号様式）

ア コンソーシアムの名称

イ コンソーシアムの構成員の所在地、名称及び代表者の職氏名

（2）コンソーシアムの申請書の提出及び契約締結の権限についての委任状（第2号様式）

（3）コンソーシアムの結成、運営等についての協定書

- 3 市長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

- 4 第2項第3号の協定書は、別に定めるコンソーシアム（共同事業体）協定書準則（別記様式）に従って作成するものとする。

（事業分担割合）

- 5 構成員の事業分担割合は、各構成員間において自主的に定めるものとする。

(調査助言)

6 市長は、コンソーシアムの適正な運営を確保するため、必要に応じて実施体制及び運営状況について調査し、助言することができる。

(施行期日)

この要領は、令和8年2月12日から施行する。

(要領の失効)

この要領は、見積参加候補者の選定に係る全ての手続が終了したときに、その効力を失う。

第1号様式

コンソーシアム（共同事業体）結成届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

フ リ ガ ナ コンソーシアム の 名 称		
代 表 者	所 在 地	
	名 称 代表者職氏名	
その他の構成員	所 在 地	
	名 称 代表者職氏名	
その他の構成員	所 在 地	
	名 称 代表者職氏名	

この届出書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

注）構成員が2者又は4者以上の場合は、適宜その他の構成員欄を削除又は追加すること。

第2号様式

委 任 状

年 月 日

(宛先) 静岡市長

委任者

所在地

名 称

代表者

印

私は、静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習支援業務及び静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの生活支援業務の企画提案応募申請のコンソーシアムの参加に際しては、下記のものを代理人と定め、申請書の提出及び契約の締結に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

所在地

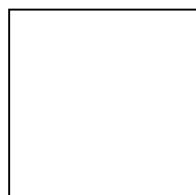
名 称

代表者

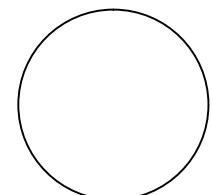
応募申請、契約の締結、委託料請求・受領等使用印

代表者

団体印

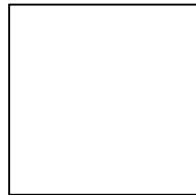


代表者印

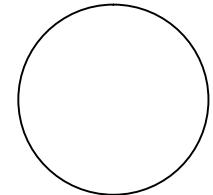


その他の構成員

団体印



代表者印

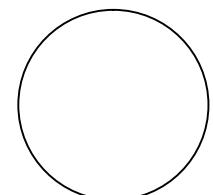


その他の構成員

団体印



代表者印



注) 構成員が2者又は4者以上の場合は、適宜その他構成員欄を削除又は追加すること。

別記様式

コンソーシアム（共同事業体）協定書準則

（目的）

第1条 当コンソーシアム（共同事業体）は、運営主体として、静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習支援業務及び静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの生活支援業務（以下「学習・生活支援業務」という。）を共同連帶して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当コンソーシアム（共同事業体）は〇〇コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 コンソーシアムは、事務所を〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 コンソーシアムは、令和〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習支援業務及び静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの生活支援業務委託契約（以下「学習・生活支援業務委託契約」という。）における履行期間が終了し、コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

（構成員）

第5条 コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇〇〇〇

名称 〇〇〇〇〇

所在地 ○○○○○

名 称 ○○○○○

(代表者)

第6条 コンソーシアムは、○○○○○を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 代表者は、学習・生活支援業務委託に関し、コンソーシアムを代表し、下記の事項を行う権限を有するものとする。

- (1) 静岡市と折衝すること。
- (2) 応募申請に関すること。
- (3) 学習・生活支援業務委託契約締結に関すること。
- (4) 委託料の請求及び受領に関すること。
- (5) 他の関係団体との調整に関すること。
- (6) コンソーシアムに属する財産の管理に関すること。

(構成員の事業分担の割合)

第8条 コンソーシアムの構成員の事業分担割合は次のとおりとする。

○○○○○業務 (代表者)	○○%
○○○○○業務 (その他の構成員)	○○%
○○○○○業務 (その他の構成員)	○○%

(運営委員会)

第9条 コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、学習支援業務の運営に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、学習・生活支援業務の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 コンソーシアムの取引金融機関は、○○○○○とし、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引す

るものとする。

(決算)

第12条 コンソーシアムは、学習・生活支援業務委託契約の履行期間終了後、決算するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託契約期間中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、静岡市及び構成員全員の承認を得なければ、コンソーシアムの清算が終了するまで脱退することはできない。

- 2 構成員のうち委託契約期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が、連帶して学習・生活支援業務委託を完了する。
- 3 第1項の規定により脱退した構成員があるときは、残存する構成員の責任負担割合は、脱退した構成員が脱退前に有していた割合を、残存する構成員が有している割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが、事業の契約期間中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、静岡市及び他の構成員全員の承認により当該

構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(構成員の破産又は解散に関する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが、学習・生活支援業務委託契約期間中において破産又は解散した場合においては、静岡市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第15条第2項から第4項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、静岡市及び他の構成員全員の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵の担保責任)

第19条 コンソーシアムが解散した後においても、当該業務委託契約期間中につき瑕疵があったものについては、各構成員は、連帯してその責に任ずるものとする。

(委任)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇ほか〇〇団体は、上記のとおり〇〇コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

所 在 地
名 称
代表者氏名 印

所 在 地
名 称
代表者氏名 印

所 在 地
名 称
代表者氏名 印